

令和4年4月1日より、建築確認申請などの様式が一部変わります。

建築基準法施行規則の一部が改正され、令和4年4月1日より施行されます。

この改正は、令和3年4月の東京都内での木造共同住宅の屋外階段崩落事故を受けたものです。

国は「木造の屋外階段等の防錆措置等ガイドライン」をまとめ、「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」に木造の屋外階段について追記、明示しました。

◆主な改正内容

確認申請書

注意書きに、第四面の【19欄】への記載が追加されました。

- ⑳ 建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、19欄に、その旨を記入してください。

建築計画概要書

第二面【18欄】に、法第12条の定期報告の要否の記載が追加されました。

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

要 否

完了検査申請書・中間検査申請書

施行令第121条の2の適用を受ける、屋外の直通階段があるときは、その直通階段が木造かどうか、第四面の備考欄に記載することになりました。

また、直通階段が木造のときは、第四面の記載にならい、直通階段の材料の種類並びに構造、防錆措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法並びに照合結果を、併せて備考欄に記載することになりました。

当分の間、改正前の様式を使えますが、改正内容の追記などが必要ですので、ご注意ください。詳しくは、当センターへお尋ねください。

<参考> 施行令第121条の2（屋外階段の構造）

前二条の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造（準耐火構造のうち有効な防錆措置を講じたものを除く。）としてはならない。

（注）この規定の対象は、令第117条の建築物です。

（株）ぎふ建築住宅センター